平成３０年９月１３日

茅ヶ崎市長　服　部　信　明

茅ヶ崎市立小中学校エアコン設置における一部新聞報道について

平成３０年９月９日（日曜日）の新聞に『茅ヶ崎市立小中エアコン設置　財源不足「寄付」頼み 行政の責務を放棄』という記事が掲載されました。このことに対して、読者に誤解を与える可能性があるため、同新聞社に対して添付資料のとおり申し入れを行うとともに、本ホームページ上にて以下のとおり市の考え方を明らかにします。

記事では、学校教育法に「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と定めているにもかかわらず、エアコン設置に関して寄付に依存し、行政の責務を放棄しているかのように記載されています。

本市の小中学校普通教室のエアコンの設置事業は、保護者からの要望も強く、平成２８年度に普通教室の室温と湿度の調査を行った結果をもとに予算化に向けた準備を行ってきました。直接施工方式、ＰＦＩ方式、リース方式など事業手法を国の補助金を含めた中で比較検討し、事業完了までの時間が最短であり、かつ、維持管理にかかる財政負担も最少となることからリース方式を採用することとしました。平成３０年度当初予算において議会の承認を受け事務手続きをすすめた結果、中学校は平成３０年９月から、小学校は平成３１年６月からの稼働開始が決定しており、本件については寄付金が集まらなければ事業継続が行えないというものではなく、行政の責務の放棄ではありません。なお、１３年間のリース契約には、契約期間中の機器の修繕やメンテナンス、清掃等もリース契約の中に含まれています。

また、「エアコンの設置は今や公立学校の標準装備であり、事業を進めるにあたり寄付を募ることは安易である」と報道にありますが、直近の動向として、国も来年度の予算に向けて対応するとのことですが、本市の事業は、前述のとおり国の対応に先駆けて実施するものであり、メッセージ性の強い事業と考えています。ふるさと納税等寄付の趣旨からしても、決して批判を受けるようなことではありません。

今後も本市では、寄付文化の醸成や市民の皆様の思いを新たな施策につなげるために、寄付の受け皿を充実させる取り組みを進めてまいります。

事務担当　財務部財政課財政担当
教育総務部教育施設課管理担当
電　　話　０４６７－８２－１１１１